

10月4日から岩手県の 最低賃金は790円に改正されました

10月4日から岩手県最低賃金が790円に改正されました。改正にあたり10月2日～3日に街宣行動やチラシ入りティッシュ配布行動で地域の皆さんに周知活動を行いました。

街宣コースは一戸町、二戸市、九戸村、軽米町、久慈市は山形を含む全地域、普代村、野田村、洋野町も大野を含む全地域を回り、各地域の皆さんにお伝えしました。

今回の周知活動では出来るだけたくさんの方に知っていただくために二戸地区では4日の岩手日報に差し込むカシオペアアドウィークに掲載しました。久慈地区には連合岩手のチラシを折り込みました。カシオペアアドウィークを見ました！という方、2名から労働相談がありました。

他にはチラシを折り込んだティッシュを団体・施設・飲食店にお願いし、地域の皆さんに渡していただくようお願いしてまわりました。

久慈地区では岩城げん県議会議員から協力していただき、市内の飲食店等に目的をお伝えしながらお願いしました。お邪魔させていただいた時に「なぜ改正日が10月1日で統一されていないんですか？」と質問をいただいたり、「雇う側にも大事なことですし、しっかりと皆さんに渡します」、「効率よく渡せる方法を考えますね」、「手渡します」など最低賃金に対して興味があり、皆さんに知っていただく事についての必要性を感じている方々がたくさんいらっしゃいました。

皆さん、最低賃金には「最低賃金法」があります。会社は法に基づいて、最低賃金以上を支払う義務があり、金額が下回ると法律に違反したことになります。この場合は労働者が差額を請求できることになり、支払われない時には会社には罰金が課せられることに繋がりますので、労働者も経営者もしっかりと確認しましょう！

また、最低賃金はパートやアルバイトにも適用されますので、「今の自分の時給っていくらだったかな？」と思う人は今すぐ自分の時給を再チェック！！

《ここが注意点！！》

午後10時から午前5時の時間帯に勤務する場合には深夜割増25%が加算され988円になります。

《最低賃金法とは》

賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

今回の周知活動中に「時給が最低賃金以上だったから、しばらく給料は上がらなかったけど、ようやく今年は時給が上がるのは嬉しいけど、私が仕事を教える新人と同じ最低賃金になっちゃいました」とか、「午後10時以降の時給では深夜割増をもらってなかった飲食店勤務の人がいましたよ」など課題や問題が聞かえてきました。

《ティッシュ配布に協力をいただいた団体・施設・飲食店》

- 1.二戸地区…子育て支援センター/同浄法寺分館/フリード
 - 2.一戸地区…一戸町役場/食堂田中
 - 3.久慈地区…ジョブカフェ久慈/久慈市観光物産協会
HIBIKI SHOKUDO/NANAMARU COFFEE702
とんかつ小籠
 - 4.九戸地区…道の駅おりつめ「オドデ館」
 - 5.洋野地区…おおのキャンパス
 - 6.軽米地区…ミルミルハウス
- ご協力をいただいた皆さんに心から感謝いたします。

